２０２５年度　牧田小学校いじめ防止基本方針

１ 本校のいじめに係る実態

牧田小学校において、令和６年度いじめ発見の措置として行った「いじめアンケート」の結果、いじめられていると回答した事案の多くが、からかいや冷やかし、悪口などの言葉によるものと、ぶつかる、遊ぶふりをして叩くなどの暴力によるものだった。実際に対応した校内のトラブルにおいても同様の傾向が見られ、些細な言い合いなどから最終的に暴力に至ってしまうケースが多く、対応策が必要であると考えている。その他にも、インターネットやスマートフォンに関連したトラブルも確認されている。

また、３学期のいじめアンケートにおける、これからいじめをやめるように言ったり誰かに伝えたりすることができるかの問いに対しては、約１７％の児童が「できない」と回答していた。一昨年度が約１５％、昨年度は約２０％と引き続き高い値であると言える。やはり「自分がいじめられたくない」「関わりたくない」と考える児童がいるので、いじめを自分事として捉え、学校全体としていじめを許さない、無くそうと考えられるような取り組みを、引き続き進めていく必要がある。

２　いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。上記のような本校の実態を踏まえ、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分認識するとともに、いじめは人間として絶対に許されないという意識を、学校教育活動全体を通じて、児童一人ひとりに徹底するよう取り組んでいく。

また、いじめを生まないために、児童一人ひとりが人として大切にされているという実感をもてる学校づくりに取り組んでいく。充実した学習指導、児童の仲間作り支援に力を注ぎ、児童の自己肯定感を高め、自他の人権を守るために行動できる力を育むよう努力していく。

３ いじめ防止対策組織

いじめに係る予防及び早期発見、適切な対応、保護者や地域との連携等が円滑に行えるよう、校内に校長を長とする「校内いじめ防止対策委員会」を設け、組織的に対応していく。

構成員は必要に応じ増減するものとし、校長、教頭、教務主任、生活指導部主任、人権部主任、特別支援コーディネーター、担任、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携する。

（１）「校内いじめ防止対策委員会」の役割

①「牧田小学校いじめ防止基本方針」の策定

児童の実態や保護者のニーズ、昨年度の取り組みの成果と課題を明らかにし、いじめに係る「牧田小学校いじめ防止基本方針」の骨子をまとめ、確実に取り組みが実施されるよう教職員全員に周知徹底を図る。

②いじめ防止基本方針に定めた取り組みの状況把握と検証活動

保護者や児童への学校アンケート、学校自己評価、学校関係者評価、学校運営協議会での議論を踏まえ、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、ＰＤＣＡサイクルによる改善に取り組む。

③いじめ事案の発生に伴う対応

いじめが発生した、あるいはいじめの発生が懸念される場合、速やかに、正確に事実の把握を行い、いじめの解決に向け適切な指導・支援を行う。学校のみならず、教育委員会を始め関係機関との連絡調整を行い、スクール・カウンセラー（SC）やスクール・ライフ・サポーター（SLS）などの協力を仰ぎ、多面的で適切な指導・支援が行える環境を整える。

いじめが終結したと思われる事案であっても、被害にあった児童の見守りを続けるとともに、保護者の相談などにも適切に対応する。

④研修会の開催

いじめに係る研修会を企画し、教職員のいじめに係る知識の習得と感知する能力の向上を図る。

⑤保護者や地域への情報発信・啓発活動・意見聴取

学校ＨＰや学校だよりなどにより、いじめに関する保護者や地域の方々の意識の啓発に取り組む。また、学校アンケートを保護者や児童に行い、取り組みに係る状況把握を行うとともに、学校運営協議会での熟議を経て、委員からの意見を聴取する。

４ いじめの防止等に関する具体的な取り組み

（１） いじめの未然防止の取り組み

①児童が安心して過ごすことのできる学校・教室環境を整える。（居場所作り）

教師が絶えず研究・修養し、児童にとって分かりやすい授業を実践するように努める。児童が教室にいる多くの時間は授業であり、落ち着いた生活を送るためには分かりやすい授業は欠かせない。

また、児童が学校生活を通して規律を身につけられるように努めていく。チャイム席や姿勢、話し方・聞き方、ルールやマナーなどの指導を適切に行い、みんなが安心して学べる学習環境を整えていく。

②児童の自己有用感を育む学級経営（仲間作り）

安心できる環境の中で児童が仲間作りを行えるよう、計画的に学級活動や

行事を企画し、児童の主体的な活動の場を提供していく。仲間との体験活動を通して規範意識を身につけるとともに、仲間から認められることで集団への帰属意識と、自己有用感を育んでいく。

③学校の教育活動全体を通した道徳教育の充実

全教育課程を通して道徳教育の充実を図る。特に、地域の多様な人材を活用した学習や学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間の学習を通して、体験の中から道徳的な価値観を身につけることができるよう、体験活動を年間指導計画に位置づける。

こうした取り組みによって様々な経験をし、基礎的な学力を身につけ、周囲から認められているという実感を得られた児童は、いたずらにいじめの加害者にはならないと考える。また、いじめを認知したときには、無くしていくための行動を起こすこと（実践力）が期待できる。

④インターネットやスマートフォンなどへの対応

本校児童のインターネットやスマートフォンの利用状況について、アンケート調査を通して把握し、情報モラル教育を推進する。（全学年、年１回以上取り組む。）保護者にも協力を求め、家庭内でのルールやフィルタリングによる安全対策を依頼する。

（２）いじめの早期発見の取り組み

①教師の児童理解能力の向上

絶えず児童の心の理解に努め、児童の小さな変化を敏感に掴むとともに、児童との良好な人間関係によって、相談しやすい環境を整える。

②保護者との連携

保護者との良好な関係を築くよう努力し、相談しやすい関係を維持する。

③いじめアンケートの実施

学期毎にいじめアンケートを実施し、言い出せなくてもいじめに係る悩みを表現できる機会を設ける。また、アンケートの結果をふまえて、聞き取りや指導を行う。

（３）いじめに対する措置

いじめであることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨む。担任が抱え込むのではなく「校内いじめ防止対策委員会」が中心となり、組織的に事案の対応に当たる。

①複数の教職員により、いじめに係る事実の把握を迅速・正確に行う。該当の児童のみならず、保護者や周囲からも事情も収集し、詳細な把握に努める。

②被害児童および保護者の支援に当たる。必要に応じてスクールカウンセラー等と連携し、被害児童の心のケアを行う。

③加害児童と保護者に対しては、関係機関とも連携し必要な指導・助言を行う。
④いじめが行われた集団を再点検し、いじめが放置されない学級集団作りに取り組む。
⑤いじめが終結したと思われる事案であっても、継続して見守りを続け、情報を収集するとともに、保護者との情報交換を密にし、再発の防止に努める。
⑥ネット上のいじめへの対応については、教育委員会や鈴鹿警察署等と連携し、事案の収拾に努める。

５ 重大事態への対応（国が示したフローチャートに従う）

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、次の対処を行う。
①重大事態が発生した旨を鈴鹿市教育委員会に速やかに報告する。
②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

６ 学校の取り組みに対する検証・見直し（学校基本方針のＰＤＣＡサイクル）

４月　本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知
８月　改善点の確認
１２月　取り組み評価アンケート（学校評価の中で）
１月　学校自己評価の実施
２月　学校関係者評価の実施
３月　次年度に向けての取り組みの見直しと計画の立案